

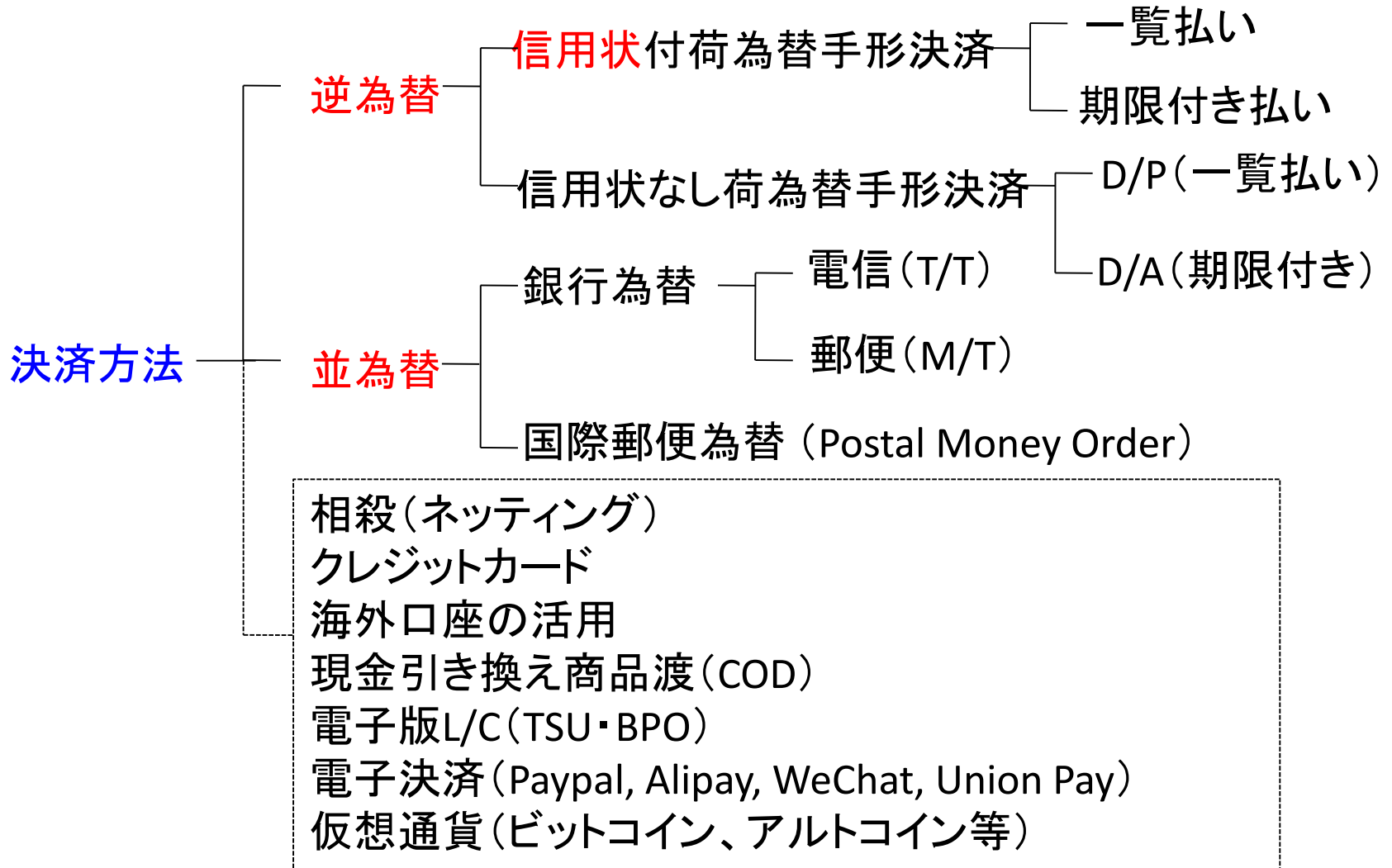
令和2年度(令和3年度実施)林業経営体強化対策事業
「木材輸出促進素材」紹介動画

貿易実務の基礎 ＜第2部＞

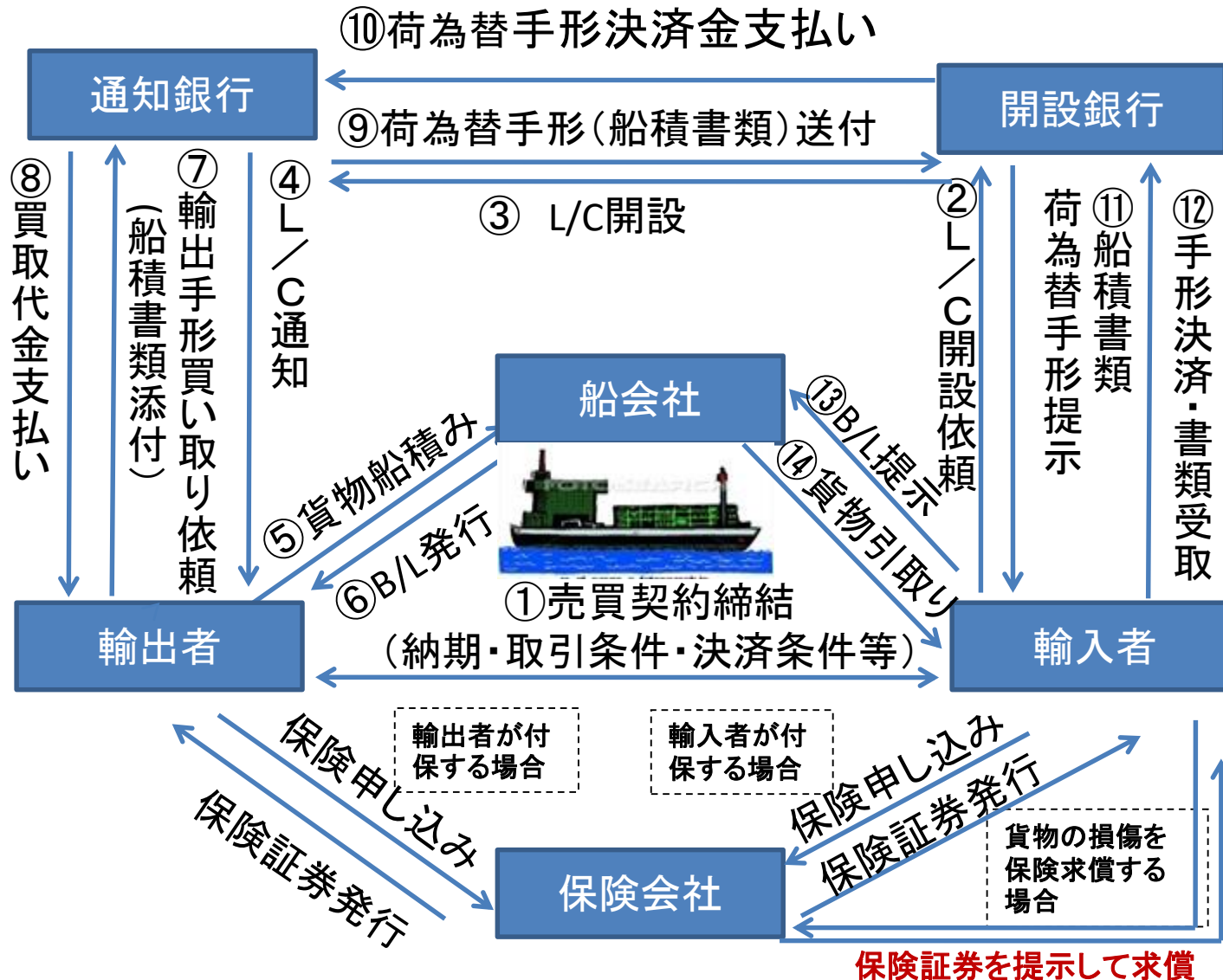
決済方法、輸送、保険

日本貿易振興機構(ジェトロ)
お客様サポート部 貿易投資相談課
石川雅啓

1. 決済方法



2. 信用状の流れ



保険金
支払い

保険証券を提示して求償

3. 貨物の輸送手段(1)

- 貨物の輸送手段には、船舶による**海上輸送**、航空機による**航空輸送**、鉄道やトラック等による**陸上輸送**とこれらを組み合わせた**国際複合輸送**がある。
- **海上輸送**は、貿易取引の貨物の輸送手段として最も使われている輸送手段であり、また最も歴史のある輸送手段である。大量輸送や大型貨物の輸送に適しているが輸送時間が比較的長い。
- **航空輸送**は、商品が小型で少量なものや、鮮度が要求されるもの、又は時間的制約のある場合等に使用されている。

3. 貨物の輸送手段(2)

- **陸上輸送**は、島国である我が国では直接、貿易には使われないが、欧州諸国等陸続きの国々では、重要な貿易の輸送手段の一つとして、盛んに用いられている。
- 近年では、**国際複合輸送一貫業者**(International Multimodal Transport Operator、ほかに**フレイトフォワードナー**、**NVOCC**など)による国際複合輸送、従来の国際郵便のみならず航空会社とフォワードナーの機能を併せ持つ**インテグレーター**(Integrator)による国際宅配便輸送等が活発化し、短時間での**Door to Door輸送**を実現させている。

4. 海上輸送(1) 定期船と不定期船

定期船(Liner)は、定期航路を**航海スケジュール(Shipping Schedule)**に基づいて規則的に航行している船舶である。運送契約は**個品運送契約**による。荷主は航海スケジュールにより、仕向地に最も適した船を選択し、**船腹予約(せんぷくよやく、Space Booking)**する。この契約による運送は、一般雑貨、部材、部品等が主である。

不定期船(Tramper)は、①の定期船のような航海スケジュールにはよらず、必要に応じて傭船された船舶をいう。運送契約は**傭船契約(Charter Party)**による。この契約による運送は、包装せずにバラのまま運送される穀物、石炭、鉄鉱石等の**バラ荷貨物(Bulk Cargo)**が主体となる。

4. 海上輸送(2) コンテナ船と在来船

コンテナ船 (Container Ship) は、1960年代に登場。海上輸送に革命をもたらした。世界標準化機構 (ISO) の定めた世界標準規格の容器 (20フィートコンテナと40フィートコンテナ) が一般的。2005年には45フィートがISOにより規格化された。個々の貨物を積み込み、港ではガントリークレーンにより規則正しく船舶積み卸しされる。雨天下での積み卸しも可能。

在来船 (Conventional Vessel) は、コンテナ船が登場する以前から存在した船舶。通常船舶自体が貨物に荷卸し用のクレーンを搭載しているため、コンテナ船用に港が整備されていなくても荷役が可能。また、在来船は、貨物を積み込む船倉と荷役用のクレーンを持つ船を指すことが多いが、広い意味で (非コンテナ船という意味で)、自動車専用船、石油タンカー、LNG船 (液化天然ガス専用船、Liquefied Natural Gas Ship) 等の専用船を指す。

5. 航空輸送

(1) IATA航空貨物代理店

国際航空運送協会 (International Air Transport Association: IATA) は、国際民間航空機関 (ICAO) 加盟国の航空会社が1945年に設立し、安全航行の確保、運送規則等、民間航空会社の協力機関として活動している。国際線を運航している世界の主要航空会社は、ほとんど全てIATAに加盟している。

(2) 利用航空運送事業者

利用航空運送事業者 (エアフレイトフォワードナー: Air Freight Forwarder) は、自らは航空機を所有・運航せず、航空会社の貨物スペースを利用して貨物を運送する。我が国の法律では、貨物利用運送事業法に規定されている。

6. 海貨業者・通関業者の探し方

価格算定のための輸送費等の見積りは、海貨業者・通関業者(乙仲※)に。

日本通関業連合会 通関業者検索システム

<http://www.tsukangyo.or.jp/search/>

一般社団法人 国際フレイトフォワードーズ協会(JIFFA) 会員リスト

<http://www.jiffa.or.jp/member/map47.html>

一般社団法人 航空貨物運送協会(JAFA) 会員紹介

http://www.jafa.or.jp/members/main_viewer.cgi

一般社団法人 日本物流団体連合会 正会員名簿

<http://www.butsuryu.or.jp/about/members/>

※乙仲(おつなか)

旧海運組合法(1939-1947)の定期船貨物の仲立ちを行っていた乙種海運仲立業(乙仲)の名残りで、海貨業者・通関業者の俗称。現行法では乙仲という用語はない。

7. 荷印 (Case Mark)

荷印 (Case Mark又はShipping Mark)とは、貿易貨物の外装(段ボール等)に刷り込む、貨物識別のためのマーク、記号、番号等をいう。通常、荷印は以下の項目を各外装の見やすい位置に記載する。

JETRO Headquarters・・・副マーク(Counter Mark)・・・荷送人を示す



・・・主マーク(Main Mark)・・・荷受人を示す

QA1

・・・品質マーク(Quality Mark)

Los Angeles

・・・仕向港マーク(Port Mark)・・・仕向港or仕向地名

C/1/40

・・・連続荷番号(Running Number)

Made in Japan

・・・原産地国マーク(Country of Origin Mark)

8. 保険

1. 貨物海上保険

1963年版・・・FPA、WA、A/R

1982年版・・・ICC(C)、ICC(B)、ICC(A)
(※2009年に1982年版の改訂版発効)

2. PL保険

①国内PL保険(輸入の際利用)、②輸出PL保険

3. 貿易保険

非常危険(政変、法令の改正)、信用危険(相手先の倒産等)をてん補

政府(株式会社日本貿易保険)が保証

9. 保険条件(てん補範囲)

損害の種類		保険条件		
		ICC (A)	ICC (B)	ICC (C)
火災・爆発		○	○	○
船舶又は艇の沈没・座礁		○	○	○
陸上輸送用具の転覆・脱線		○	○	○
輸送用具の衝突		○	○	○
積み込み・荷おろしの際の水没又は落下による梱包1個毎の全損		○	○	×※
海・湖・河川の水の輸送用具・保管場所等への侵入		○	○	×※
地震・噴火・雷		○	○	×※
共同海損、救助料、損害防止費用		○	○	○
投荷		○	○	○
波ざらい		○	○	×※
その他の損害	雨・雪等による濡れ	○	×※	×※
	破損・曲がり・へこみ	○	×※	×※
	擦損、かぎ損	○	×※	×※
	盗難・抜荷・不着	○	×※	×※
	虫食い・ねずみ食い	○	×※	×※
	濡出・不足	○	×※	×※
汚染・混合		○	×※	×※

ご清聴ありがとうございました！！

ジェトロの貿易投資相談サービス

①オンラインによる受付

<http://www.jetro.go.jp/services/advice/>

受付時間：24時間。初回利用時、利用者登録が必要。

②電話による受付：03-3582-5651（東京）

受付時間：平日9時～12時/13時～17時（祝祭日・年末年始を除く）

- ジェトロは、本資料の記載内容に関して生じた直接的、間接的、懲罰的その他全ての損害および利益の喪失について一切責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害及び利益の損失の可能性を知らされていても同様とします。
- 本資料の無断での転載、複製、転送、配布等を禁止します。